甲D第390号証

福井地方裁判所 御中

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原 告 松田 正 外188名

被 告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成 25 年 12 月 17 日

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤 辰 弥 同 上 笠原 一 浩

号 証	標(原本・写しの気	目	作 成年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲21	「東京電力株	写	H24.3.	文部科学	福島第一原発事故発生から約	
	式会社福島第一	L	13	省	8か月後(平成23年11月5	
	原子力発電所の				日)の東日本全域における地表	
	事故に伴い放出				面に沈着したセシウム137	
	された放射性物				の放射能濃度 (5-14p)	
	質の分布状況等				チェルノブイリ原発事故に伴	
	に関する調査研				うヨーロッパ全域におけるセ	
	究結果」の簡略				シウム137の沈着状況(21	
	版について				p)	
甲22	環境放射能水準	写	H23.1	環境省	平成23年4月は,北は北海道	
	調査結果(月間	L	2.14		札幌市,南は沖縄県うるま市ま	
	降下物) (平成				で, 広範囲に放射性物質が降下	
	23年4月分)				したとされること	
甲23	太平洋における	写	H23.6.	独立行政	福島第一原発事故により海中	
	放射能濃度分布	L	24	法人日本	に流出された放射性物質は,水	
	のシミュレーシ			原子力研	塊として黒潮及び黒潮続流並	
	ョンについて			究開発機	びに北太平洋海流によって太	
				構	平洋を東に移流・拡散していき	
					,3年後には北太平洋北部へ移	
					動し、5年後にはアメリカ西海	
					岸へ到達するとされること(3)	
					-4 p)	

甲24	水産物の放射性 物質調査結果(地図)【平成2 4年4月-6月 】	し	29	農林水産省	平成24年4月以降は暫定基準値を超過する魚も出てくるようになっていること	
甲25	東京湾、福島県 沖及び茨城県沖 における放射能 調査結果につい て		.6	海上保安庁	東京湾北部における海底土の セシウム濃度は、福島第一原発 事故以降急激に増加している こと(特に5p)	
甲26	福島県浪江町の 渡邉文星副町長 の報告		H24.8. 2	渡邉文星	福島県では、福島第一原発事故 のため、沿岸部における行方不 明者の捜索が大幅に遅れるこ とになったこと(2 p 4 行目以 下)	
甲27	東日本大震災における震災関連死に関する報告	-	H24.8. 21	復興庁	平成24年3月11日時点での震災関連死者数は1632 人であり、このうち761人が福島県の事例であること福島県は、他県に比べ、震災関連死者数が多く、また、「避難者等への移動中の肉体・精神的疲労」を原因とするものが多いのが特徴であり、これは、原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられること(1p)	
甲28	東日本大震災に おける震災関連 死の死者数(平 成25年3月3 1日現在調査結 果)	-	H25.5.	復興庁	平成25年3月31日時点で の震災関連死者数は2688 人,このうち1383人が福島 県の事例となっていること(1 p)	
甲29	東日本大震災に 関連する自殺者 数(平成25年 10月分)		H25.11 .20	内閣府自 殺対策推 進室	福島県内における「震災関連自 殺者」は、平成25年10月現 在で41名であること(2pの 「福島県」の欄)	

甲30	自主的避難関連	写	H23.11	文部科学	自主避難者は,平成23年9月	
	データ	し	.10.	省	22日時点で5万0327人	
					に及ぶこと (2 p)	
甲31	福島第一原発の	写.	H23.3.	近藤駿介	福島第一原発事故において,水	
	不測事態シナリ		25	12/34/19/17	素爆発の発生に続き,4号機の	
	オの素描				使用済み核燃料プールにおけ	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				る使用済み核燃料破損に続く	
					コアコンクリート相互作用が	
					発生し,続いて,1号機,2号	
					機及び3号機の使用済み核燃	
					料プールでも同様の事態が発	
					生した場合,チェルノブイリ原	
					発事故における「強制移転を求	
					めるべき地域」(1480kB	
					g 以上/㎡) が170km以遠	
					にも生じる可能性や,「移転を	
					希望する場合認めるべき地域」	
					(555kBq以上/㎡)が首	
					都圏を含む250km以遠に	
					も発生することになる可能性	
					があると想定していたこと(1	
					5 p 、なお 1 3 p も参照)	
甲32	放射能汚染と災	写	H25.3.	今中哲二	チェルノブイリ原発事故の原	
	厄	し	1		因は,運転員の規則違反ではな	
					く,設計の欠陥と責任当局の怠	
					慢にあり,チェルノブイリのよ	
					うな事故はいずれ避けられな	
					いものであったとされている	
					こと(195p)	